

保険特集

国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

国民健康保険税

問 保険年金課 加入係
☎724・2124
FAX050・3101・5154

2013年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書は7月1日にお送りします。今お送りする納税通知書は、5月末日までに市で把握した前年所得を基に算定しています。6月以降の国保への加入または脱退の手続きや、6月以降に取得した所得情報は反映されていません。それを反映した納税通知書は、8月以降にお送りします。

●国保税の算出方法
国民健康保険税は、次の3つの合算額です(表1)。
①医療分：国保加入者の医療費に充てられます。
②後期高齢者支援金分：75歳以上の方の医療制度への支援分です。

この①②③は、それぞれ(A)所得割額、(B)均等割額、(C)平等割額を合計して算出します(表1)。こうして計算した①②③の合計金額が年間の国民健康保険税となります。

●国保税の軽減
①所得に係る軽減について
4月1日(賦課期日)現在、世帯主と国保加入者及び特定同一世帯所属者の所得の合計が、次のいずれかに該当する世帯に対しては、それぞれの軽減率で減額を行います。
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した後も、継続して同一の世帯に属する方です。
なお、2013年度から、

特定同一世帯所属者の所得や人数を、軽減の判定に含める期間が、これまでの5年間から恒久に変更されました。

○33万円以下：均等割額・平等割額軽減率10分の7
○33万円+24万5000円×(国保加入者と特定同一世帯所属者(いずれも世帯主を除く)の数の)の額以下：均等割額・平等割額軽減率10分の5

15万円を限度に控除がありません。

②非自発的失業者に係る軽減について
非自発的失業者とは、雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)、または雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)で、雇用保険受給資格者が交付されている方です。
※申請により、前年の給与所得の3割を所得とみなして税額を計算します。申請については保険加入係へお問い合わせ下さい。

③国保から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯の軽減について
2008年度から、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保加入者が1人となった世帯については、同じ世帯構成が継続する場合に限り、最大5年間、(C)平等割額(介護分を除く)の2分の1を軽減し、5年間の経過後は通常の(C)平等割額に戻ることになっていました。2013年度は6年目となりますが、6年目以降の3年間についても、引き続き同じ世帯構成の場合に限り、(C)平等割額(介護分を除く)の4分の1を軽減することに

なりました。詳細は保険加入係へお問い合わせ下さい。

●国保税の減免
次のいずれかに該当して生活が著しく困窮し、税を納付することが困難と認められる場合は、減免の申請ができます。詳細は保険加入係へお問い合わせ下さい。
○災害により甚大な被害を受けた
○病気、負傷などにより所得が一定以下に減少し、就労復帰の見込みがない
○非自発的失業者や休廃業により所得が一定以下に減少した(非自発的失業者の国保税軽減に該当する場合を除く)

表1 2013年度国民健康保険税の税額(率)

	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分
(A) 所得割額(加入者個々の前年所得から基礎控除額を引き、税率をかけて算定：(2012年中の所得計-基礎控除額33万円)×各税率)	4.08% (0.0408)	1.38% (0.0138)	1.17% (0.0117)
(B) 均等割額(加入者1人について)	年1万9700円	年6800円	年8400円
(C) 平等割額(1世帯について)	年9000円	年3000円	年3000円
(D) 課税限度額(1世帯について)	年51万円	年14万円	年12万円

※課税限度額=(A)(B)(C)の合計額が(D)を超えた場合、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護分の各年税額は(D)の金額となります。

保険税(料)の納税(入)通知書をお送りします

各保険税(料)の納税(入)通知書発送・支払い方法

種類	納税(入)通知書 発送日	送付先	支払方法	支払期日
国民健康保険税 問 保険年金課納付係 ☎724・2125	7月1日	世帯主 (注1)	①納付書、もしくは口座振替によるお支払い	7月~2014年2月の各月
			②年金天引によるお支払い	4月、6月、8月、10月、12月、2014年2月の偶数月
介護保険料 問 介護保険課納付係 ☎724・4364	7月2日	本人	①年金天引によるお支払い	4月、6月、8月、10月、12月、2014年2月の偶数月
			②納付書、もしくは口座振替によるお支払い(年金天引きができない場合のみ)	7月~2014年2月の各月
後期高齢者医療保険料 問 保険年金課納付係 ☎724・2125	7月11日	本人	①納付書、もしくは口座振替によるお支払い	7月~2014年2月の各月
			②年金天引によるお支払い	4月、6月、8月、10月、12月、2014年2月の偶数月

注1 世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同世帯に加入者がいれば世帯主宛にお送りします。
※口座振替の申し込み方法については、下欄をご覧ください。
※納期限を過ぎると、督促状や催告書が送られます。また、延滞金のお支払いが必要になる場合があります。

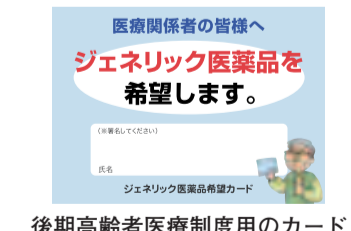
保険税(料)のお支払いは口座振替が便利です!

- 口座振替申込書での申し込み
＜申し込み場所＞
金融機関または市役所担当窓口
＜持参するもの＞
・納税(入)通知書(または保険証)
・預(貯)金通帳
・印鑑(金融機関届出印)
- キャッシュカードでの申し込み
＜申し込み場所＞
市役所の担当窓口
＜持参するもの＞
・運転免許証など本人確認ができるもの
・申込者本人名義のキャッシュカード

ココが便利
口座振替にすると支払い忘れの心配がありません。一度手続きをすれば、翌年度以降もそのまま引き落としされます。ただし、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合は、改めて申請が必要となります。

ちょこっとメモ
バーコード印字のある納付書は、期日内であればコンビニエンスストアでお支払いできます。また、国民健康保険税については、携帯電話等を利用したモバイルレジサービスが、7月からご利用いただけます。

ジェネリック医薬品希望カードでお薬代が安くなる可能性があります!



町田市の国民健康保険では、ジェネリック医薬品に変更した場合に、薬代が年間5000円程度安くなる可能性のある40歳以上の方に、薬代がいくら安くなるかというお知らせを昨年10月にお送りしました。今年も改めてお知らせをお送りします。
※お知らせが届かなかった方も、ジェネリック医薬品希望カードで薬代が安くなる可能性があります(カードがなくとも、医師・薬剤師に相談することができます)。
※今年からは、後期高齢者医療制度の方にもお知らせをお送りする予定です。

ジェネリック医薬品とは?
製薬会社が開発した薬の特許が切れた後に他の製薬会社で製造・販売された、効き目や安全性が同等であると国が認めた薬です。
開発経費が少ないため低価格で、患者さんの薬代の負担を軽くし、健康保険財政の負担を軽減します。

ジェネリック医薬品希望カードとは?
カードを病院や薬局等に見せることで、ジェネリック医薬品を希望することが簡単に伝わります。
ジェネリック医薬品希望カードは、「国保ガイド」、「後期高齢者医療制度のしくみ」に付いており、7月にお送りする国民健康保険納税通知書、後期高齢者医療保険料決定通知書に同封します。また、保険年金課、各市民センターでも配布します。
国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されていない方もぜひご利用下さい。

ご注意
ジェネリック医薬品が製造されていない薬や、取り扱いのない調剤薬局もあります。さらに、ジェネリック医薬品に変更しても、薬代が変わらない場合や高くなる場合がありますので、医師、薬剤師にご相談下さい。

お問い合わせ先
いきいき健康部保険年金課
◆国民健康保険の方
保険給付係 ☎724・2130
FAX050・3101・5154
◆後期高齢者医療制度の方
高齢者医療係 ☎724・2144
FAX050・3101・5154